

「環境・利用部会とりまとめ(案)」への委員意見(031014 21:00 現在)

有馬委員

---

p.3 下から11行目

流域全体の自然生態系回復のための具体的目標の設定と順応的手法とは決して矛盾するものではない。本来、生態系は非定常であるから、考えうる最善の手法を用いたとしても、事業の結果には必然的に不確実性が伴う。だからこそ順応的、つまり事業の成果を次の事業にフィードバックするいわゆるPDCAサイクルが求められている。

<コメント>

特に修正等ありませんが、『いわゆるPDCAサイクル』は誰にでも理解される言葉に替えた方が良いのではないのでしょうか？

榎屋委員

---

4. 利用をめぐる河川整備の方針(p.5~)

p.5 (文言修正)

<水面利用>

「水上オートバイやプレジャーボート等の秩序ある水面利用の適正化と、カヌーや手こぎボートの円滑な水面利用の実現」は、妥当な方向性であるが、さらに、「川でなければ出来ない利用」としての、「水を利用した遊び」「水泳」「魚釣り」といったことについての配慮が必要である。水上オートバイ等の秩序ある利用を実現するため、協議会等の組織を活用することは現状において処置として妥当と考えるが、水上オートバイの急速な増加と事故の急増、排ガスによる水質汚染への懸念の高まりなどを考えれば、排ガスの排出基準、船舶検査のあり方、操縦免許の取得・更新の仕組み、遵守事項違反時の行政処分等について、新たな法制度の導入などを積極的に検討導入する時期が到来している。

p.6 (文言修正)

<河川敷利用・迷惑行為対策など>

「基礎原案」では「本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする。」とされており、提言の方向と一致しており、評価したい。河川敷の整備にあたっては、学識経験者及び沿川自治体からなる「河川保全利用委員会」を地域毎に設け、住民から広く意見を聴き、個々の案件毎に判断するとしているが、その委員構成、住民の意見聴取方法、個々の案件毎の審議スケジュールおよび結果の公表等について検討を深める必要がある。また、未整備とされている「縮小のための判断基準」についても、「占用許可に関わる基準を

定める」とする「河川敷地占用許可準則」を改定する方向でに則って検討して頂きたい。また、河川敷のスポーツ施設を本来あるべき堤内地に確保するためには、地方自治体と協議し十分な調整が必要である。

さらに、違法行為の対策については、違法行為是正実施計画およびその実施結果の公表についての検討が必要である。

また、ホームレス対策については、既に制定されている「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」との関係を踏まえて今後の取り組みの内容、実施結果の公表について検討を進めるが必要である。

p.7（下線部追加）

<景観について>（以下の記述などをどこにどの様に挿入するのが良いか不明？）

<コメント> 自然環境にいれるべきだと思いますが。

「原案」では、風景を表す語として「景観」を捉えているが、景観 Landscape には、「土地がもつ様々な生態的特性を総合的に表す語」という概念も包含されている。一般に、生物多様性が良好に保たれているかどうかを判断するものとして「遺伝子」「種」「生態系」「景観」の4つのレベルがある。美しい自然景観が保たれているということは、生物多様性を含めて良好な自然環境が維持されているということである。こういったことを考慮して景観を考えるべきである。